

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	兵庫県建設国民健康保険組合 国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
<p>兵庫県建設国民健康保険組合(以下「当組合」という。)は、国民健康保険に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態が発生するリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。</p>	
特記事項	

評価実施機関名
兵庫県建設国民健康保険組合

公表日
平成28年9月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p><制度の内容> 国民健康保険組合は国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)並びに行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号 以下「番号法」という。)の規定に従い、被保険者の疾病、負傷、出産及び死亡に関して必要な給付を行い、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする制度である。</p> <p><個人番号の取得> 住基ネットを運営する地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に基本4情報(漢字とかな氏名、生年月日、住所、性別)を電子媒体で提出し被保険者の個人番号を取得する。</p> <p><事務の内容> 当組合が行う事務のうち、番号法別表第一の第30項「国民健康保険法(昭和三十二年法律第九十二号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定める」事務について、被保険者の個人番号など特定個人情報を以下の範囲で利用する。</p> <p>【適用事務】</p> <ol style="list-style-type: none">1. 平成28年1月から、被保険者の個人番号を被保険者等から収集し、登録する事務2. 被保険者の資格取得、喪失、異動などによる資格の認定、資格関係情報変更の事務処理に係る個人番号の確認、及び個人番号による資格関係情報等の参照3. 被保険者証の再発行や高齢受給者証などの発行・管理事務に係る個人番号による対象者の確認及び資格関係情報等の参照 <p>【給付事務】</p> <ol style="list-style-type: none">1. 療養費、高額療養費等の法定給付に係る申請書に個人番号が記載されている場合の個人番号の確認、及び個人番号による資格関係情報等の参照2. 法定給付金の計算に係る個人番号による計算条件等の情報索引3. 限度額適用認定証等の給付関係証書類等の発行・管理事務に係る個人番号による対象者の確認及び資格関係情報等の参照 <p>【中間サーバーに係る事務】</p> <p>番号法の別表第二に基づいて当組合は、国民健康保険に関する事務において、番号法対応システムを介して、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。また、他機関からの情報照会に対応するために、国民健康保険の事務に係る特定個人情報を中間サーバーに登録する。</p>
③システムの名称	番号法対応システム 国保組合システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none">1. 番号法 ・第9条第1項(利用範囲) 別表第一第30項2. 主務省令 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	< 選択肢 > 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
--------	----------	---

②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	
---------	--------------------------------	--

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	兵庫県建設国民健康保険組合 庶務課 給付課 管理課	
-----	---------------------------	--

②所属長	事務局長 和泉 由美子	
------	-------------	--

6. 他の評価実施機関

--	--	--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	兵庫県建設国民健康保険組合 〒652-0816 神戸市兵庫区永沢町4-1-6	
-----	---	--

特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ

連絡先	同上	
-----	----	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	< 選択肢 > 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年8月1日時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年8月1日時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	----------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる
